## 奈良県選挙管理委員会告示第九十一号

選挙管理委員会告示第七十二号 正の報告があったので、 治団体から提出のあった平成二十四年分の収支報告書について、 部を次のとおり訂正する。 政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号) 同法第二十条第一項の規定により、 (政治資金規正法に基づく収支報告書の要旨の公表) 第十二条第一項の規定により、 平成二十五年十一月奈良県 US創政研究会から訂  $\mathcal{O}$ 政

平成二十九年三月七日

奈良県選挙管理委員会

委員長 中川清孝

US創政研究会の項2中「対圧談盤

640,800]

に改め、

同項4中「政治活動費

1,039,800」を「支出総額

460,800」に改め、

「機関紙誌の発行その他の事

859,800

399,000」及び「機関紙誌の発行事業費

費業

を

「政治活動費

399,000」を削る。